

## 第二章 生業

## 第一節 農業

### 一 稲作

#### (一) 近世以前の稲作

近世以前といえ、いま奄美で最も重要な農作物であるさとうきび、さつまいもなどが、伝来する前である。いまの奄美大島の農作物から、さとうきび、さつまいもを除けば、まず第一に重要なのは米であり、そのほか昔からよく作られたものに、粟<sup>あわ</sup>、麦がある。

近世以前には、これら米、麦、粟、特に米が主食として作られ、米作中心の農業が行われていた。

稲の起源については明らかでないが、原産地はインドと伝えられ、同地には、いまなお野生種があるといわれている。

我が国では、天照大神<sup>あまてらすおおかみ</sup>が高天原<sup>たかまがはら</sup>ですでに栽培せられ、天孫降臨の際には三種の神器と共に、「此物は蒼生<sup>あおびと</sup>の活くべきものなり」と宣せられて、齊庭<sup>ゆには</sup>の稲穂を瓊々杵尊<sup>にぎはぎ</sup>に授けられたとのことである。以来歴代天皇は、宮城内に司神田を作り稲作の改良に努められたとのことである。

稲作のことについて、小出満二、有馬市蔵共著「封建治下における奄美大島の農業」には、次のように述べられている。

「古来甚だ重要な作物なりしは言うまでもなく、その栽培諸行事多く内地と異ならず、田のことを田袋と言ひ、整地には牛馬耕をなすこともあれど、大抵は田打鋤を用ひ十一月十一日より始め挿秧前は再耕をなし置くなり。

播種、秋彼岸五十日前後に吉日を調べ稲を蒔く、是を種下ろしと言う。十月に当たるこの朝は下人迄も惣て飯を食とするなり。又、餅を搗いて互いに取遣わすこの夜誰人に寄らず面体をかくし、異形異類の支度して三味大鼓をならし夫々の芸術を出し門を救へて餅を貰い廻るなり、終夜その音止む時なく賑々敷事なり。

晩稲は一月頃に下種す、早晩の種類によって凡そ五十日前後の差あり、挿秧、早稲は二月、晩稲は三月の頃に行われる。植間大低四寸程を隔てて一株二、三本、女童を集めて行うにて、栽る時歌有り声を長く引いて謡ふ<sup>(注)</sup>なり、除草は五月頃までにこれを行ひ是にも歌あり草取りイトウといふ。

### 1 種類

早熟種——アヤゴ（梗）、クルハネ、スタル、フンネ。

晩熟種——デゴ、赤デコ、アウベリ、チジユミヒヤゲ、赤唐節、白唐節、餅唐節、万国。

### 2 収穫

六・七月の頃に成熟する故に収穫を始む「片手にて稲一握つつ合せ一把にして其一把を又三つ合わせ一把にして是を「タバイ」といふ」此の「タバイ」を八個合わせて練りたるを束と称し此の束を一つ宛、そのまま上方又は下方に向けて拡げて乾かすなり、雨多きを以て練りたるまま乾かば急ぎ取込に使なりと言ふ。

### 3 調整

乾きたれば一種竹製の器具にて穂を抜きて脱粒せし

## (注一) 稲作栽培歌

- 一 土質 深耕と堆肥と客土する事は  
収穫を増す三つの手だてだ
- 二 種子 在来種子を換えて作れば  
一割や二割の稔り増しは易けれ
- 三 浸水 塩撰りは改良の手始めと  
三昼夜浸けて催芽してまけ
- 四 病虫 苗半作七分作など言う程に  
みみず駆除して苗大事に
- 五 苗床 苗床は揚げ床折衷うすく蒔き  
朝夕見回り水浅く引け
- 六 田植 根を揃え浅く植えれば株張りも  
稔りも良きぞ心して挿せ
- 七 管理 植えてより梅雨までは一寸水  
その後は乾したり流したり
- 八 到達 地力除草病虫駆除するは  
多収穫への近道心せよ

む、其の脱したる粃は風を利用して、稗その他の雑物を去り、手臼にて粃攪をなすなり、稲のままだに貯ふることも随分行はれたるが如く、虫害甚しく、到底貯へ難しとなす、粃を俵に入れるに五十斤入れと百斤入れとあり、粃一斤とは米三合の割にて五十斤の粃は搗きて米一斗五升になる。」

水資源に乏しい和泊町の稲作は、谷山後蘭水系、石橋川水系では、流水、湧水を利用して水田が開けていたことと思われる。また、和字から手々知名、和泊にかけて奥川水系、内喜名海岸、畦布字の湾川では湧水の利用による水田開発が行われ、和泊校区の他の字、国頭校区など水の不便な所でも、平坦地はすべて天水田として利用され、ほとんどの平坦地の地目は田となっている。

中世までの人は、まず米を作り、耕作不便な所に粟、麦その他の農作物を作って生活していた。彼らの生活の中にはまだ、さとうきび、さつまいもはなく、米を食し、泡盛を飲んで暮らしていたのである。それが近世になると、耕地や農作物において大変動が起こったのである。

## (二) 近世以降の稲作

### 1 近世の耕地と作物

中世までの奄美大島は琉球国の一部をなしていたが、島津氏の琉球征討により、奄美大島は慶長十四年から薩摩藩に属することとなった。薩摩藩の統治となるに及んで、奄美大島は百八十度の大転換をなし、その耕地開発および農作物も特別の性格を持つようになった。

農作物は、それまで米中心であったものが、新米の甘蔗、甘藷、米中心の農業経営に変わり、甘蔗は藩に差し出すものであり、甘藷、米は自分たちの生命をつなぐものであった。在来の米作中心の農業が姿を消し、藩の指導により甘蔗中心の農業へと移行したことが、島民の生活に大きな悲劇をもたらすことになった。島民の大きな犠牲によって、薩摩藩は藩庫をうるおし、それによって明治維新の大業をなし得たのである。

### 2 稲作

近世前半は、薩摩藩が本土において大々的に水田開発を行ったときである。この時代になると水田の開発技術が進み、大きな川をせき止め、そこから十キロメートル

内外のところまで引水し、多くの水田を開発したのである。

本土においてはこうした藩営の開発が盛んに行われたが、奄美大島においては大規模な藩営水田開発は行われなかった。しかし、近世の中期ごろにおよんで小規模で高度の技術による水田開発が行われた。

水資源に乏しい和泊町では、溜池ための新設による水田開発が行われたと思われる。「沖永良部島郷土史資料」によると、嘉永三年に新設された玉城村当原溜池とその後に造られた六溜池しか記録にないことから、ほとんどの溜池は近世中期以前に造られたものと思われる。

奄美大島における近世（明治時代以前）の記録はほとんどないが、昭和五年に鹿児島県立農事試験場大島米麦原種場が設立され、在来品種について「鹿児島県農業試験場大島支場八十年のあゆみ」に、次のように述べている。

一（品種名） （沿革）

盛高地古もろたかしこ 大正五年、天城村兼久盛盛高氏が在来地

古から穂抜きしたもので、郡内で広く栽培されていた。

白地古 在来種で大島一円に栽培されていた。

赤地古 同 右 大正十一年に本土から台湾に導入され、

昭和六年に糖業講習所の逸見氏がとりよせた品種である。

唐 節 来歴は不明であるが、インド型で、古くから徳之島以南で栽培されていた。」

これらの品種はいずれも極晩生で、普通の栽培条件では、収穫期が八月中、下旬で、台風によって収穫皆無になることが多かった。その当時の農家は、台風に遭遇するのを避けるために年内の高温期に播種はして越年苗、すなわち二年苗を移植する方法と、二月上、中旬の低温期に播種育苗する二つの方法が採られていたが、玄米収量は低く十アル当たり百八十キロ程度であった。

昭和五年に米麦原種場（現県立農業試験場大島支場）が設立され、早熟多収の品種が選定されてから、大島の稲作は大きく変わっていった。

品種関係の試験が昭和七年から実施され、沖永良部島で普及した奨励品種は次のとおりである。

(1) 奥羽一号

農林省奥羽支場で交配し育成されたもので、昭和六年に導入供試され、昭和九年に奨励品種に決定されてから、昭和四十七年廃止まで三十七年間の長期間にわたり、奄美群島の稲作に貢献した品種である。特性は、育苗が容易で苗代日数感応度が低く、一期作、二期作に適した耐病性の強い品種である。

(2) 改良愛国

農林省畿内支場で交配育成され、昭和九年原種に決定された。多肥、肥沃地よゆう向けの品種であるため長く普及しなかった。

(3) 信濃糯二号もち

長野県農試で交配育成された品種で、昭和七年から供試し、昭和九年に原種に決定された。極早生種で少肥地向けの品種であり、沖永良部島では、昭和三十年まで長く栽培され貢献した品種である。

(4) 奥羽二九号

農林省奥羽試験地で育成された品種である。昭和七年から供試し、昭和十二年に原種に決定された。長稈ちようかんの中間型で少肥地に適する。

(5) 奥羽二〇二号

農林省奥羽試験地で交配育成された品種で、昭和十五年原種に決定された。早熟種で多肥、肥沃地向きで、一期作、二期作に適するが特に二期作栽培に適する。

(6) 奥羽二八号

農林省奥羽試験地で育成された品種で、昭和十年に取り寄せ、昭和二十年に原種に決定された。育苗容易少肥地向けで、一期作、二期作にも良いが特に二期作に適している。

(7) 奄美二号

県農試大島支場で交配育成された品種で、昭和二十年に原種に決定された。早生種で三毛田の一期作に適する。

(8) 奄美モチ

県農試大島支場で交配育成され、昭和二十六年に奨励品種に決定した。長稈、長穂で穂重型の品種でイモチ病に強い。耐肥性が強く中庸地以上に適する品種である。

(9) 越路早生

昭和三十七年奨励品種に決定された。早生種で熟期は奥羽一号より八日くらい早い、やや短稈である。

(10) 陸稲

昭和時代以前の陸稲栽培についての資料はほとんどなく、県農試大島支場で昭和八年末品種比較試験、栽培試験が実施され、天水田では陸稲が水稻より勝り各地の天水田地帯で栽培されていた。

品種は、東京金子が主で、早熟多収で耐病性も強く脱粒難、暴風雨の被害も少なく、奄美群島に好適の品種であることから広く栽培された。その他に岩手くるみなどがあつた。

3 和泊町の稲作

(1) 栽培状況

昭和三十五年の和泊町の資料によると水田面積は、二百五十七ヘクタールを有し、大正十三年美野入間氏が二期作栽培に成功してから稲作の栽培体系に大きな変遷をもたらした。水利状況では天水田、溜池利用による作付面積が三十四パーセントを占め、湧水二十九パーセント、河川用水が三十七パーセントである。河川用水といえども湧水によるものである。町内には水量豊富な河川は少なく、このことが稲作の安定生産に大きな障害であつた。

(表1)

町内の水田は各地に分散しているが南西部に広く展開し、中部および東部は天水利用の田が多い。溜池は、平地に開拓された水田に水を引くため比較的高い場所に造られている。水田が少なかったのが国頭、西原地区より後蘭、皆川等の水田地帯へ出作が行われていた。(図1)

表1 水田の現況 (35年和泊町資料)

| 区分 | 二期作田  | 一期作田 | 休閑田 | 計   | 乾田  | 湿田 |
|----|-------|------|-----|-----|-----|----|
| 面積 | 237ha | 167  | 20  | 257 | 171 | 86 |

水田の水利状況

|      | 河川   | 湧水 | 天水 | 溜池 | 揚水 | 計   |
|------|------|----|----|----|----|-----|
| 受益面積 | 95ha | 73 | 10 | 72 | 7  | 257 |
| 百分率  | 37   | 29 | 4  | 28 | 2  | 100 |

図2によると、水稻二期作は統計上に記載され一般対比できるようになったのは昭和十年以降であり、水田延面積二百五十七ヘクタールに対し、畑は千五百四十二ヘクタールで、一戸平均田十一・五アール、畑七十五・三アールと水田に乏しい。稲作の栽培状況をみると一期作は二百二十ヘクタールが安定した栽培面積であり、約三十五〜四十ヘクタールは毎年のごとく水田として利用されていない。昭和十八年昭和二十年などは初期干ばつによる水不足のため約百ヘクタールも作付け不能田になっている。稲作はこのような水不足のため作付面積ならび

に作況に大きな変動があり不安定であつたが、二期作の成功は当時における革新的な技術改革であつたことはいうまでもない。

(2) かんがい用水

和泊町は水利に恵まれずかんがい用水として利用され

ていたのは、石橋川の流域、谷山の当田<sup>とつたじょう</sup>の水を利用する流域、奥川の流域に介在する水田だけであつた。その他の集落ではきわめて水量の少ない泉や溜池に頼っていた。

毎年のことながら旧暦六月ごろになると「六月干ばつ

(ルクガチビヤイ)」と称し、三十〜四十日も続いて一滴の雨も降らない大干ばつに見舞われたものである。

泉の湧水量は著しく減少し、溜池の水も枯渇して水田は干割れになり、難儀苦勞して育てた稲も枯死することが度々であつた。

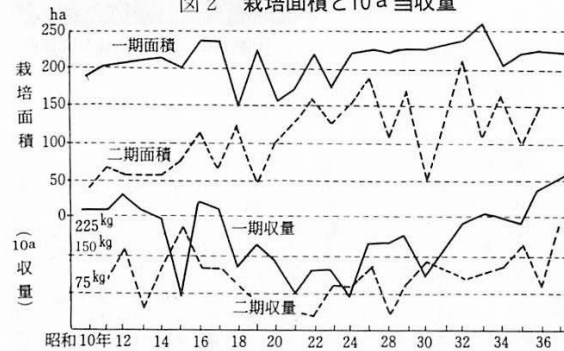
① 雨乞い

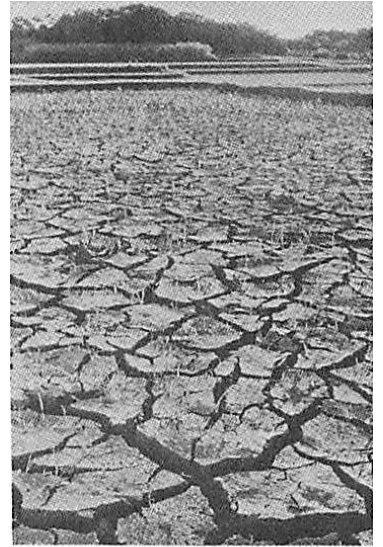
アマグイ、アマグワンなどという。空梅雨<sup>からつゆ</sup>であつたりカラカラの干ばつが数十日も打ち続いて「夏の雨は馬の背を分ける」という言葉があるが、沖永良部島には「牛の片角に降る」という言葉がある。

図1 水田の分布状況



図2 栽培面積と10a当収量





1. 干割れ田（芳賀日出夫氏撮影）

この時期は通り雨が多く、わずかの距離で雨の降るところと降らないところの明暗がはっきり分かることを指している言葉であり、また通り雨であるためわずかな雨しか降らないことをも含めて言われている。

雨が降らず稲や甘蔗などの作物が枯死寸前になる場合、雨の神の機嫌をとりむすぶために「雨乞い」をする。したがって毎年行うというものではないから期日は別に定まっている。場所は大体高い所を選ぶ。越山の頂上とか、越山の東北の下り坂、根折の山手側の通称「マドウルヌチヂ」で行っていた。内城の人は片平山の頂上でしたこともあるといわれている。

ろ、しばらくして車軸を流すような雨になったと伝えられている。和歌や俳句の功德よりも現在は科学を信じたいが、人工降雨も農民の祈りにこたえる雨を降らさないとなると、やはり雨乞いをせざるを得なくなる。

竜神は何に怒るぞ暑き日の

すでに五旬を雨降らしめざる

甘蔗の葉は祈るがごとく地に垂れて

この暑き日の陽光衰えず

すでに枯死寸前と見ゆる畑に野に

萎ぶ草木の人を嘆かしむ

たのみたる人工降雨は降らずして

空にかわける雲光り見ゆ

台風を待ちわびる声シマに満つ

ひでり続けばうなずきてきく

## ② 石橋川の水の争い

「石橋川の水の争い」と題して、武山宮定氏は「沖永良部島郷土史資料」で、次のように述べている。

「昔、七月千ばつが長く続いて、玉城の後川が涸れてその流域の田圃は日干しにされました。大変なことに

各字の区長の連絡で、ほとんど各戸から一名以上出席して、太鼓や鐘、わけても鐘は音のよく鳴りひびくものとのことで、鉏や犁先などの金物を持参した。みのを着る者、フバ笠をかぶる者もいた。皆が勢ぞろいすると指揮者の命で始められるが、まず、「雨降ラチタボリ、トー トウガナシ」と神事があって、四方の神に雨乞いの祈願をした後、中央で火を燃やして煙を上げながら円陣になって、太鼓や鐘をたたきながら終日回り、ひたすら慈雨を祈願するのである。太鼓や鐘のひびきで大気をふるわし、雨の神をびつくりさせ、雨を降らしてもらおうということである。

雨乞いの効果はあるときもあれば、ないときもある。時として降るのは、あなたが祈願のためばかりでなく降雨の時期にきていたと考えるのが妥当であろう。

昔、京都の竜神（雨の神）を祝った神泉苑で、小野小町が「ことわりや日のもとならば照りもせぬ、さりとはまた天が下とは」と詠んで雨乞いをしたところとたんに沛然と雨が降ったとか……。また、江戸の俳人其角が、雨乞いをしている農民に代わって「夕立や田を見巡りの神ならば」と一句詠み、向島の三国稲荷に奉納したとこ

なったとの事で村中集って協議の末、石橋川の上流下つ田（おった）の水を玉城の後袋へ引くことにした。玉城の後川と石橋川の上流とは僅かな分水界で、堀り割るには造作ない所であった。時は、七月の朔日、男女老若村中挙って、鉏じや、ヒアーギじやと大騒ぎに集って村の後から堀り初めた。法螺貝は勇ましく鳴る指図の人は声を張り上げて励ます。ずんずん仕事は捗ってもう一時間働けば下つ田の水は提を切って流れ込むと言ふ様になった。そこへ海仕度をした皆川、古里の人が数人やって来て、工事をして居る二三人に向ひ「根折の海は、スクヌクワが寄って海水まで赤く見えて居る、俺達の村は総連れで行こうと騒いで居る」と語って過ぎると、此の話が人夫全体に伝わった。「魚」と聞いては立つても座っても居れない玉城の人だから「成程六月寄らなかつた此朔日には寄るはずじや」と早合点して「さあ仕事は明日に延期、根折はスクヌクワの大家」と指図人の合図が掛れば、玉城勢は此度はテルじや、チニルじやと騒ぎ立て雪崩を打って海へ出かけた。行つて海の中に這入って見たが、スクヌクワとは真赤な嘘、みんな苦情たらたら引返してしまった。

さて、帰って見ると、下田の川底は一二間も浚えられて、玉城が引こうとした下田の水は滔々と石橋川へ流れこんで、玉城へはもう向けられそうもない。玉城勢は始めて皆川、古里から謀られたことを悟ったが、もう仕方がない。自分の仕事の残骸を眺めて残念がつて居たという話である。」

### (3) 品 種

沖永良部島の古老の言によると「明治より大正期までは、モトニ、ゴトワセ（五斗早生）、ヒラチジコ（徳之島ジコ、盛高ジコ）が栽培されていた」という。

モトニは糯種であつた最も古い品種とされ、神に供える餅、酒の原料として用いられ、ゴトワセは粳の早生で収量が一畝から五斗取れるとの意味である。味は悪いが台風以前に登熟する品種であつた。ヒラチジコはゴトワセと類似した品種で、ジコは粳で粘り気が強く多収で、大正期は稲作の九割を占めていたが、晩生種で脱粒しやすい欠点があつた。

大正四年瀬名の瀬川重光氏が株出（マタビヤ）による二期作を試みたときは白ジコであり、美野入間氏が苗代育苗による二期作を試みた初年度の大正九年は赤ジコで

あつた。いずれにしてもジコは稲の主要品種で、基本栄養と生長性の大きいインド型の品種が栽培されていた。その後、二期作の収量を安定させる目的で、大正十一年台湾から台湾稻の下脚格子が導入され、大正十三年一ヘクターの集団栽培がなされ成績良好で先駆者である美野入間氏が功労者として表彰されたりして漸次この品種が増加したものと思われる。

昭和五年に、台中州農会より台中五号を導入した。また昭和七年には、台中六五号を一期作に試みて下脚格子より八割の増収を示し、その後この品種が増加した。

昭和八年には、相川四四号、奥羽一号、改良愛国等の感温性品種が導入された。

昭和十三年信濃糯二号の試作を実施、昭和十四年には県農試大島支場で奄美二号が選抜された。この年奥羽二九号、同一八八号、同二〇二号、陸羽一三三号が優良品種として導入された。

昭和十八年には奄美三号、昭和二十一年には奄美モチ、昭和三十五年以降は農林十七号、銀河一号、たかね錦が導入された。

昭和三十六年の一期作の品種は、下記表2のとおりで

表2 一期作品種別作付面積

| 品種名   | 作付面積    | 比率  |
|-------|---------|-----|
| 奄美3号  | 63.55ha | 29% |
| 銀河一号  | 57.4    | 26  |
| たかね錦  | 77.63   | 35  |
| 奥羽一号  | 13.36   | 6   |
| 農林17号 | 3.96    | 2   |
| 奄美モチ  | 5.6     | 2   |
| 計     | 221.5   | 100 |

(昭和36年)ある。二期作についても同様な品種が栽培されていた。

と、和泊町が奄美大島の二期作の先駆地であり、また水稻品種に対する関心も強いものであつたことがうかがえる。

### (4) 二期作

二期作の研究に成功した美野入間氏について、大島教育事務局発行の「郷土の先人に学ぶ」には、次のように記されている。

「生いたち

美野入間は、一八八八年（明治二十一年）十二月二十日父入治、母松の長男として、沖永良部島和泊村（現在の和泊町）皆川五〇二番地に生まれました。入間の小さいころのことについては、何も語りつがれていませんので、学校を卒業して稲の二期作（米を一年に同じ田に二回栽培し収穫すること）を成功させるまでの入間の苦心について述べてみましょう。

少ない米の生産  
入間は、和泊村大城尋常小学校を卒業して、和泊高等小学校に進み、さらに当時「模範場」と呼ばれていた鹿児島県農事試験場大島分場で農業を勉強しました。

沖永良部島は、昔から農業に適した島でありましたがこの当時大島郡は全体的に黒砂糖を作ることが盛んであったため、他の生産を目的とした産業などは副業のように考えられていました。したがって食用作物の稲作等に改良を考えることは思いもよらず、品質も粗悪で栽培法等も昔のままの粗末なものでした。

しかも、大島は山が多く、水田が少ないうえ作付面積（作物を植付けてある面積）もひじょうに少なく、郡内の需要に足りない状態でした。明治の初年頃まで郡内で生産される米は、一年の内の八ヶ月分位でありそれも芋と混ぜて食べる分しかなかったということです。その後、だんだん人口が増えて、大島で生産される米ではとても郡民をまかなうことが出来なくなりました。そのうえ台風でもきたら、その年はほんとうに餓死同様の生活をしなければなりませんでした。

大島島庁（現在の大島支庁）でもこのことを大変心配して、稲の栽培法の改良をはかるためにいろいろと指導や改良を考えてきました。入間はこのような状況の中で、大島が他府県のどの土地に比べても、いちばん稲作に適していることに気がつき、何とかして島に米がたくさんとれるようにできないものか、また、本土や他地方から米を移入しないで自給自足できるようにしたいものだと考えるようになりました。

#### 二期作の苗作りに成功

入間は、卒業後農事試験場で働いて、今村農業技師（種子島出身）の指導を受け、島で稲を二度植付る（二期作）研究を始めました。

一九一六年（大正五年）にまず自分の田の稲の二期作の研究に取り組みました。入間が最初に取り組んだ研究は「マタベヤ」を育てることでした。「マタベヤ」とは稲を刈り取った切株から生える芽のことです。「日本書紀」の天武天皇の項に「たねの国は稲が豊かで一度植えて二回穂がとれる」ということが記されていますが、これは「マタベヤ」のことではなからうかと言われています。「マタベヤ」は古くから伝えられた自

をしたといわれています。

こうした親子の血と涙の出る研究に対して、和泊村当局もだまっで見ているはずがありません。一九二一年（大正十年）には、入間の研究に対し補助金を贈ることを村議会で可決し、百二十五円を与えました。また一九二三年（大正十二年）には、皆川に二期作の試作のため村費から種子、粃代として四〇円を補助しました。

一九二四年（大正十三年）には、二期作の総反別で皆川四町七反五畝、古里二町五反六畝になりました。このことは隣の知名村にも及び竿津で二町六反、赤嶺で一町九反歩が栽培されました。

このように書いてきますと入間の研究がいかにもすらすらと進んできたように思えますが決してそうではありません。毎年襲いかかる台風の被害対策も考えなければなりませんでした。一九二五年（大正十四年）には三回も台風が襲って収穫もはじめなものだったそうです。そこで入間は植付の時期などについてもいろいろと研究しました。

こうしてだんだん日がたつにつれて、人々は二期作

然の収穫法であつたように思われます。入間がこのとに力を入れたのは言うまでもありません。いろいろと方法を研究してみましたが、その結果は欠株が多く、実りの少ないことがわかってこの研究は失敗に終りました。しかし、これ位でくじける入間ではありません。

一九一八（大正七年）には、台湾種が良いということ聞き、新しく台湾のホーライ米で苗代を作り種子をまきました。この時は、一期作と同じ考えで水をはって播種（たねをまくこと）したため失敗に終わりました。翌年は、今村農業技師の指導を受け、水をほし、上げ床にして播種しました。こうしてまず二期作の苗作りに成功しました。

#### 広まった二期作

この方法で育てた苗を植えた結果、稲の成長は良好でした。ところがここで思いがけないことが起りました。それは雀とねずみによる害がひどかったことで、せっかく稲が実ってもこれでは入間の努力は皆無になつてしまします。入間の母松もこのことを大変心配して、田圃の脇に仮小屋を建て、そこに寝泊りをして雀やねずみの害の防除に一生懸命がんびり入間の加勢

についての知識や理解を持つようになり、和泊村内はもちろんのこと島内外へと広まって行くようになります。

今日大島のあちらこちら廻ってみますと田や畑が荒されているのが目につきます。しかし、以前は入間の努力によつた二期作が郡内のいたる所で栽培されていました。

#### 病に倒れる

入間は二期作についてこのように改良苦心を重ね、努力してきましたが、そのほかにも、農道を作ることや努力したり、郷里皆川の区長や村会議員などをつとめ村政の発展や部落のためにも尽くしました。

このように我が大島産業上に大きな業績を残した入間も、寄る年と病気には勝てず、一九六九年（昭和四十四年）五月二十六日、八十三才郷里で亡くなりました。このような入間の功績をたたえて、彼の生まれた屋敷の裏の広場には顕彰碑が建てられました。」

#### (5) 水稲の栽培体系

明治以前は陰暦十月に播種し、翌年三月に田植え、七月収穫する慣例があつた。明治初期になつて糯は十月、粳



は一月播種、田植えは三月、収穫七月初旬とされていた。  
 明治二十年ごろから糯、粳ともに一月に播種する慣行  
 に変わっているが、昭和初期より二期作の進歩とともに、  
 一期作は二月下旬から三月上旬の播種で、三月下旬から  
 四月上旬に田植え、七月下旬に収穫する栽培方法が一  
 般化した。二期作は、七月中下旬に播種し、一五〜二十  
 日間育苗して八月上旬に田植え、十月下旬収穫するよ  
 うになった。

#### (6) 育苗から収穫まで

一期作は従来、水苗代で代播、整地後踏切りも行わず、  
 田全面に散播として苗代を作っていたが、播種量の調整  
 と重複をさけるため「フキ」といって三メートル程度に  
 抗または蘇鉄葉を立てて標識とし、育苗することになっ  
 た。

種粳は一月の丑の日に、湧水などに一昼夜浸漬し、数  
 日間催芽してから播種し、常時滞水して育苗するのが慣  
 例である。一反当たりの播種量は、十三〜十五リットル  
 必要とされた。

苗代からの苗取り作業は「ユイ方式」が主であった。  
 (写真2)



4. 田植え  
 (芳賀日出男氏撮影)



3. 苗運び



2. 苗取り



5. 線条法の田植え (芳賀日出男氏撮影)

畦に集めあげられた稲は、十五束ずつに結び、植付本  
 田まで頭上運搬された。(写真3)

本田への植え付けにもいろいろな作型があり、従来は  
 バラ植が多かったが、写真で見えるように横線を張り揃え  
 て、一条、二条植がなされるようになった。(写真4・5)

刈り取られた稲は、乾田の場合は水を落とした近くの  
 田んぼを借りて自然天日乾燥をし、雨後の湿地地帯の稲  
 は道路や広場まで運ばれ、天日乾燥がなされた。(写真  
 6・7) 乾燥は天候に左右されるが一週間程度要した。  
 脱穀は足踏み式が開発された。(写真8)  
 脱穀された粳はふるいにかけて(写真9)、ふるいにか  
 けた粳を唐箕(トーミ)にかけて選別してから、俵詰め  
 をした。(写真10)



6. 乾田での稲干し  
 (6~10. 芳賀日出男氏撮影)



7. 高倉での稲干し



8. 足踏み式の脱穀



9. ふるい



10. 唐箕での選別

## 二 田 芋

田芋は方言では「ターニウム」という。これは湿地帯に繁殖する植物である。

「琉球国由来記巻三事始め」の「動植門」には「田芋二種有り当国の田芋は天然に国土に生ぜしか。かつ古老伝え言う。糸満の境地に寺あり。住僧弟子を有す（金武邑生産なり）、かの弟子始めて芋を植う。これにより國中推充せるなり、然れども年代かつ求めくる所詳かならず。」とある。

一方、「琉球国日記」には「動植門は後者だけを採用して『田芋二種有り』貴老伝に曰く、中城郡糸満の境に、一の僧寺あり名づけて、糸満寺とよぶ。寺に一徒あり（金武村人）、この徒、たまたまこの芋を得、これを国中に栽う。漸く番行を致し、遂にすでにあまねく國中に及ぶ」と記してある。

田芋に二種類ありとは、茎の方は食えない「オオバシン」と、芋も茎も食える「ムジウム」とを指すものである。以上のことから琉球国と交易のあった沖永良部島

でも古くから栽培されていた作物であつたと思われる。

特に、本島で行われている「改葬」という死後何年目に死体を掘り出し行う洗骨の際に、骨を載せるために「ムジ」の葉が使われていた。また祝祭や先祖へのお供え物には欠かすことのできない作物である。

「オオバシン」はどこでも栽培できる。「ムジウム」もどこでも栽培できるが流水でないと芋が食べられないので沖永良部島では、ナージマ（内城校区、大城校区、下平川校区）で多く栽培されている。旧正月十六日の先祖祭のお供え物として、田芋餅が必要であつたので、田芋のないアガリシマ（国頭校区、和泊校区）の人たちはナージマに行つて田芋を求めたものである。

「オオバシン」は少ないが、今でも残っている。「ムジウム」は各地に栽培され、茎は夏場の野菜として広く利用され、また芋は調理用や餅として島民の食料源となり、沖永良部島民を育ててきた大切な作物である。

## 三 蘭

蘭（七島蘭）の伝来、栽培についての記録はほとんどないが、備後蘭について「奄美大島に於ける家人の研究」<sup>ヤンチュ</sup>には、次のとおり記されている。

「あみ方同故通俗備後表と云、然れどもあみ素灯心草不同、万暦己丑<sup>うし</sup>本琉球より蘭草並灯心草を渡と相見え候」（雑話）

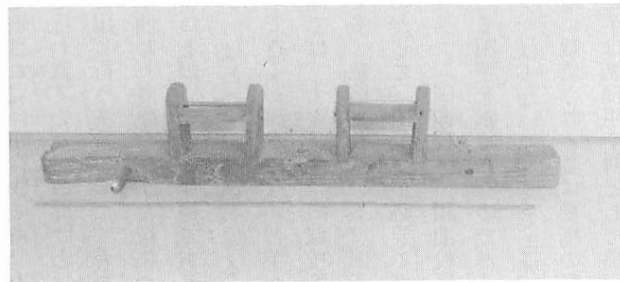
とあるように、現に備後蘭は大島本島の一部と、沖永良部および十島の一部にあるのみである。

沖永良部島において蘭（七島蘭、島蘭）の栽培は古くから行われていた。深田（湿地）が適地であるため、内城校区、大城校区、特に玉城字で多く栽培された。また国頭方面からの出作も多かった。

これらの産地では畳に製造して、沖永良部全島にわたつて販売した。特に蘭を生産しない上城・田皆・住吉・和泊・手々知名方面との取り引きが多かった。取り引きは、金または物々交換であり、普通畳五枚と粟一俵

の割合が多かった。

製法は、収穫してから畳幅に切り、藁サキで半分に割り、一週間から二週間乾燥させて、ハタムキ（織機）で畳表を製造する。



11. 藁サキ

## 四 溜 池

近世以前の耕地開発について、「名瀬市誌」では次のように述べている。

「奄美大島は、言うまでもなく琉球国の一部をなしていたが、島津氏の琉球征討により、奄美大島は慶長十四年（一六〇九年）から島津藩に属することになった島津氏の統治となるに及んで大島は一八〇度の大転換をなし、その耕地開発および農作物も特別の性格をおびるようになった。

近世前半といえは島津藩は、本土において大々的に水田開発を行った時である。奄美においては、徳之島の代官伊地知筑右衛門のもとで、天水利用の溜池が作られ、水田十八町歩を確保した。（二六七年項）

又竜郷の田畑佐文仁は、正徳元年、古見方与人寄役となり、鹿児島に上って、国分宮内原新田開発に従事し新田開発の研究をした。翌正徳二年工事秘伝書を得て帰島し、その年住用間切の与人役となった。そうして島内各地の新田開発を行い、享保十一年まで、即ち

帰島後十四年間に耕地三二四町余、高にして千四百三十石余を開墾した。更にその後元文三年までに一八〇町余を開墾しているので総計四九五町を開墾したことになる。これらの開墾、開拓は藩営で実施されたのではなく、藩の影響を受けた与人等が独自の力によって、庶民の生活を潤<sub>うる</sub>おすために行なわれたものといえよう。」

島津藩が財政的に緊迫した一八五〇年代に至って、これまで米上納であった沖永良部島代官所管下も砂糖上納に切り替えられることになり、一八五三年（嘉永六年の改革）に適用されることになった。その四年後与論島にも適用された。

「沖永良部島の農民は、きび作のおしつけに相当抵抗したことが記録に残っている。この場合、土地はやせていたがさんご礁台地の地勢上検地の際竿のがれの余り地が出来やすい便もあり、地味その他の理由で税率は大島の約六割のため、自己の勤労による耕地拡張と生産性向上の成果が期待でき、北大島より、農民は余裕が生じる立場にあった。しかし、それよりは基本的

に稲作がずうと許されてきたことが決定的な条件となつて、すっかり日本の農民体質ができたが通りまた、きび作が入らなかつたため共同体の分解は北三島よりも浅く、共同体的な家父長性が濃厚に残っていた。また稲主作はこの島の土地改良を推進し、北三島とちがつて、多くの水田用溜池となつて蓄積されていた。（名瀬市誌より）

特に水資源に貧しい沖永良部島の場合は溜池造りに精出し、平坦<sub>た</sub>地には米を作る小規模の土地開発が行われた。そのことは表3のとおり、ほとんどの溜池が明治以前に造られたものであることくらいえよう。

| 表 3 和泊町の溜池 |       |      |                       |        |       |       |          |       |              |                       |        |       |       |
|------------|-------|------|-----------------------|--------|-------|-------|----------|-------|--------------|-----------------------|--------|-------|-------|
| 溜池名        |       | 築造年  | 満水面積(m <sup>2</sup> ) | 貯水量(t) | 堤長(m) | 堤高(m) | 溜池名      |       | 築造年          | 満水面積(m <sup>2</sup> ) | 貯水量(t) | 堤長(m) | 堤高(m) |
| 国頭         | フカマタ池 | 明治以前 | 514                   | 260    | 50    | 1.0   | 畦布       | 大当池   | 明治4年         | 使用不能                  |        |       |       |
| 〃          | シバチ池  | 〃    | 680                   | 450    | 50    | 1.0   | 和        | 福辻池   | 明治以前         | 4,400                 | 6,700  | 200   | 1.2   |
| 〃          | 耳付池   | 〃    |                       | 93,900 | 768   | 5.0   | 〃        | 新池    | 〃            | 2,000                 | 2,800  | 150   | 1.5   |
| 〃          | 与名沢池  | 〃    | 829                   | 680    | 100   | 1.5   | 〃        | 前池    | 〃            | 9,500                 | 24,000 | 200   | 2.0   |
| 〃          | 安持池   | 〃    | 2,235                 | 3,220  | 150   | 3.0   | 〃        | 伊池    | 明治4年         | 2,310                 | 4,860  | 250   | 2.0   |
| 〃          | 新池    | 文久2年 | 2,330                 | 3,450  | 150   | 2.0   | 玉城       | 東場池   | 明治以前         | 829                   | 660    | 70    | 1.0   |
| 〃          | 伊ノ玉池  | 明治以前 | 2,722                 | 2,330  | 160   | 1.0   | 〃        | 比那葉池  | 〃            | 700                   | 400    | 90    | 1.0   |
| 〃          | 伊池    | 〃    | 4,527                 | 6,270  | 200   | 3.0   | 〃        | 当原池   | 嘉永3年         | 1,300                 | 900    | 100   | 1.3   |
| 〃          | 平安潤池  | 〃    | 2,999                 | 2,780  | 100   | 2.0   | 〃        | 福場池   | 明治以前         | 2,300                 | 1,800  | 50    | 1.5   |
| 〃          | 前川    | 文久2年 | 3,880                 | 5,650  | 200   | 3.0   | 大城       | 伊知池   | 〃            | 2,800                 | 5,000  | 100   | 1.5   |
| 西原         | 水附池   | 慶応元年 | 927                   | 760    | 100   | 1.5   | 根折       | 根皿池   | 〃            | 2,100                 | 2,300  | 100   | 2.0   |
| 〃          | 上原池   | 明治以前 | 6,631                 | 19,890 | 300   | 3.0   | 〃        | 中池    | 〃            | 2,100                 | 3,800  | 80    | 2.5   |
| 〃          | 伊原池   | 〃    | 4,080                 | 3,700  | 130   | 3.0   | 〃        | 新池    | 昭和35<br>〃36年 | 3,100                 | 13,000 | 100   | 4.0   |
| 喜美留        | 木場野池  | 〃    | 3,220                 | 5,850  | 110   | 5.0   | 古里       | 運当池   | 明治以前         | 998                   | 350    | 100   | 1.0   |
| 〃          | 第2上原池 | 〃    | 2,070                 | 4,700  | 60    | 5.0   | 〃        | 名里池   | 〃            | 2,200                 | 2,900  | 100   | 2.0   |
| 〃          | 第3上原池 | 〃    | 790                   | 1,380  | 15    | 3.5   | 永嶺       | 前池    | 〃            | 9,100                 | 16,700 | 200   | 3.0   |
| 〃          | 入田池   | 元治元年 | 2,290                 | 3,660  | 130   | 2.0   | 後蘭       | 松山池   | 昭和34<br>〃38年 | 35,130                | 39,600 | 100   | 4.4   |
| 出花         | 池の当池  | 明治以前 | 4,680                 | 10,780 | 200   | 1.5   | 〃        | 田志木名池 | 明治以前         | 2,000                 | 4,000  | 100   | 2.0   |
| 〃          | 前池    | 〃    | 4,483                 | 8,250  | 200   | 3.0   | 瀬名       | 川内池   | 〃            | 3,500                 | 3,400  | 150   | 2.0   |
| 〃          | 新池    | 〃    | 2,494                 | 3,490  | 150   | 3.0   | 〃        | 新池    | 〃            | 2,000                 | 4,000  | 100   | 2.0   |
| 〃          | 池鎌池   | 〃    | 5,154                 | 12,950 | 280   | 3.0   | 〃        | 前池    | 〃            | 1,288                 | 2,580  | 100   | 2.0   |
| 上手々<br>知名  | 東池    | 〃    | 2,830                 | 4,910  | 50    | 4.0   | 喜美留      | 1上原池  | 〃            | 4,570                 | 7,260  | 24    | 4.5   |
| 〃          | 中池    | 〃    | 1,900                 | 1,890  | 40    | 3.0   | 畦布       | 竹俣池   | 〃            | 畑へ                    | 転換     |       |       |
| 〃          | 中村池   | 〃    | 2,000                 | 2,940  | 100   | 1.4   | 永嶺       | 野当池   | 〃            | 畑へ                    | 転換     |       |       |
| 〃          | 前池    | 〃    | 5,040                 | 11,060 | 174   | 4.2   | 和泊       | メークブ池 | 明治2年         | 公用                    | 地へ転換   |       |       |
| 〃          | フィチョ池 | 明治5年 | 800                   | 470    | 70    | 1.5   | 手々<br>知名 | アナハタ池 | 明治5年         | 公用                    | 地へ転換   |       |       |
| 畦布         | 東原池   | 明治以前 | 4,000                 | 6,900  | 120   | 3.0   |          |       |              |                       |        |       |       |
| 〃          | 名川池   | 〃    | 2,600                 | 4,500  | 150   | 2.0   | 合 計 54溜池 |       |              |                       |        |       |       |

奄美大島の糖業について、「財団法人糖業協会編・日本糖業史」には、次のとおり述べている。以下原文を掲載することにした。

## 五 甘蔗

### (一) 直川智が伝えた甘蔗

奄美大島は、日本最古の砂糖産地であり、その後も幕末に至るまで日本最大の黒糖産地であった。そして、徳川時代産業史の上にも相当重要な地位を占めていた島嶼である。

奄美諸島は大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島等の大小二十余島から成り、九州本土と琉球を結ぶ飛石として、古来から南北交通上の重要地点となっていた。既に推古帝の三十四年（六一六年）から来朝の記事が現われ、奈良朝時代には遣唐使の寄航地として、奄美語の通訳官も設けられていた。続いて平安、鎌倉時代には源為朝の来島、俊寛の流島、平家の南島落ち等の幾多の悲話と伝説に彩られている。

奄美諸島が琉球に属したのは、文永三年（一二六六年）四世英祖王の時代である。その後の三百年間は琉球の冊土として、琉球の政治的、精神的影響下にあった。

慶長十四年（一六〇九年）には、関ヶ原の一戦に敗れて西南に窮居を余儀なくされた島津家が琉球を征伐して大島、喜界、徳之島、沖永良部、与論五島を全くその手に収めた。奄美諸島に製糖法の伝ったのは、この翌年、即ち慶長十五年（一六一〇年）である。

大島本島焼内間切大和浜方の農を業とする直川智なる人が慶長十四年和某に従い、朝貢のため琉球に渡るうとして、たまたま颶風に遭い、中国の閩、即ち福建地方に漂流した。同地にいる一年余の間に、甘蔗栽培、砂糖製造の法を習得した。帰るに臨み「ふたばこ」という地方人の用ひる旅行用箱の底を二重として、その間に土を容れ、蔗苗を秘め持ち帰った。これを大和浜方金久西浜原に挿種し、翌年黒糖およそ百斤を得た。これが即ち大島糖業の最初とされている。その後、これを喜界、徳之島等に施して盛に繁植した。直川智翁の功績はその後二百七十年を経て、明治十三年大阪に

開催の綿糖共進会で表彰されている。翌十四年祠を大和村に建て、開饒神社と称し、また顕彰碑を建立した。

これに対する異説として、「黍は元禄十一年大和浜西浜原に植付相成候間、其時の例とし、其砌砂糖百二十斤を製し、夫より段々と大島中に流行致候」(名越左源太著、南島雑話)とある。しかし概ね慶長年間の製糖創始説が正しいとされている。ただ、直川智の携帶した蔗苗だけで、翌年既に百斤の砂糖が製造されたとあるのは、常識上疑問とする所で、砂糖賦が一畝に付き三十斤を見て、百斤では三畝を要し、それに栽植される蔗苗は相当量のものである。従って大島の甘蔗栽培の直川智氏以前説が生まれて来る。(奄美大島糖業三百年史より)

琉球の甘蔗生育は、相当古代の事に属している。琉球と大島との交通事情、気候、風土、動植物の分布状態、南島語の系統等考えれば、甘蔗は生食用としては琉球と同様に、慶長以前から大島諸島に生育していたものでなからうか。川智は大島に従来は知られなかった製糖術を中国南部から習得して来て、無雑作に繁殖している在来甘蔗と渡来新種とを、共に压榨して製糖

したとも考えられる。また一方、川智の閩に標流した年が慶長十四年というのも後代に伝えられた伝説であって、川智家系奥書には慶長年間とのみあり「由来書」三代迄は相伝候得共、洪水の節雨に濡れて朽捨たる哉候、代々申伝有之候通云々」とあるように甚だ不明瞭である。或ひは川智は閩から帰朝後の数年間に亘り、新蔗種を育て上げ、その繁殖に努めた後始めてこれを慶長十五年に至り製糖したともいわれている。

## (二) 直川智が伝えた製糖法

直川智の伝来した甘蔗栽培、砂糖製造の法は、当時の南中国に行なわれていたものであろう。当時の南中国の蔗作と製糖の法を次のように伝えている。

「種法」 苗種の時期は「家政法」と云う古書にも「三月可種甘蔗とある通り、期は三月を最も良とするが「迤南喧熱二月内亦得」ということである。それは甘蔗が最も霜を恐れるからで、予め切って置き缶の中に湿気を防ぐ装置をして貯へ、春植付の時期になって取出す。苗は甘蔗の上部を五六寸に切り、草を取り、下

部を煎熬に当てる。土地は肥沃の地を選び、耕耘四遍好く草を取り、巾一尺程の畦を作って、その上に蔗を差す。成長して二三尺に及ぶと畦の間を鋤返す。九月霜前に至って附根から荳倒すのであるが酸くて甘いものは成熟したもので苦いのは煎するに足りないものである。

「搾汁法」 「将初刈稻倒楷稈去梢葉載長二寸確搗碎用密筐或布袋盛頓庄搾取汁」(農政全書)とあり、甘蔗を二寸程に切つて臼に入れ、それを搗き碎いて、目の細い竹の箱か、布袋で濾して汁を取る。

「熬糖法」 「汝南圃史」によれば、臼に搗き碎いて取った汁は大桶に入れ、一層毎に若干の灰を灑ぐ、桶に汁が充ちた時、熱湯を上から滴下させ更に他の桶に移す。最初の桶の底部に小穴を明けて置くというから、次の桶に移すのはその小穴を通じて濾す意であろう。こうしてこれを釜に入れて煎煉し、稠粘するに及んで、底部に沈んだ滓を取り去り、汲み取って大方盤に移す。これが凝結して黒糖となる。その表面は光沢漆の如く、下部は粒々砂の如くである。

「農政全書」からは遅れて発行された清の崇徳四年

(一六三九年)の「天工開物」によると、搾汁法、熬糖法に相当の進歩を遂げている。搾汁には軋子を応用し、煎熬には銅鍋を用いる等と、その後の日本の四国、九州で行はれているものと同様の製糖法を載せている。川智が閩に標流した頃の中国は未だ「汝南圃史」にあるように「搾汁には確を用ひ、一鍋に是を熬る」という原始的製糖法を固守していた時代で、この法こそ実に中国が千年の長きに亘って固守していた製糖法であった。その後近々十数年を隔てた「天工開物」の時代には、二軋子三鍋法も採用されているから、川智は実に原始式製糖術の最後の時期にこの法を伝習したのであろう。川智によつて伝えられた原始的製糖術は、彼がこれを秘伝としなかったようであり、忽ちにして大島本島には拡がったらしい。ただそれが原始的製糖法であるために、製造能率は極めて低く恐らくは自家用に供するというに止まっていたようである。

琉球に製糖法が伝わったのは、大島から遅れること十数年の元和九年とされているが、この時琉球には既に二軋子三鍋による搾製糖法が伝えられたようである。纏てこの製法は却って琉球から大島に影響を与え

た。大島の原始的製糖法も近々二三十年を経ずして廃絶して二転子三鍋法となった。更に寛文年間には三転子法さえ琉球から輸入されている。

### (三) 製糖技術の発達進歩

その後は奄美大島には島津藩の酷烈極まる糖業政策と相まって製糖業は次第に発達している。その間徐々にはあるが、製糖技術も進歩し、生産能率を高める発明もあった。その中で記録に残されたものを挙げよう。

(イ) 水車の利用 享保二年（一七一七年）大島の田畑佐文仁という人が、従来は転子の動力に牛馬を用いていたのを水車による事に成功した。従来の能率を倍加してそれまで一日に一挺製造のものを、一日二挺の製造に高めた。田畑佐文仁は延宝四年、大島竜郷に生まれ、大島では二字姓を許さずとの島津藩の命により、「竜」と姓を改め、竜佐運と称していた。元禄九年、大島に初めて黍横目が置かれると、佐運もこの役に任ぜられ後に与人寄に上り、定与人となった。その間に新田方を勤め、開墾事業と製糖の改良に力を尽し、ま

た、砂糖四十万斤を献上したので藩庁から数回の賞詞を賜り、遂に郷士格となっている。

### (ロ) 鉄輪車の発明 文化五年（一八〇八年）大島の

柏有度が従来の木製転子の輪を鉄輪に改良して製糖能率を倍加する発明をした。柏有度は、名瀬村知名瀬の生れでその祖は琉球から大島に官吏として赴任し、渡島した家柄である。有度は、製糖搾車に頗る苦心を重ねたもので、最初は七つ車を案出した。これは三転子に四転子を増加したもので、二頭の馬を使用して廻転用横棒の一端に牝馬を繋ぎ、牡馬に追わせる仕掛けである。こうして牝牡の關係を利用し、搾汁能率の増進を計った。しかしこれは思った程の効果を上げなかった。それで、五転子にしたがこれも好成績を得なかった。それまでの辛苦も一通りではないが、有度は再度の失敗に屈する事なく、遂に鉄輪車の模型を作って、鹿児島にきて、鍛冶屋に鑄造させた。帰島後、これで実験して見た所が頗る好成績であった。後に喜界島に渡った時も鉄輪車の使用を奨励した。有度は糖業の他に、一般殖産興業にも意を致し、文政の頃に中国から帰島した時は、種々の柑橘類を携へ帰り島中に植えた。蕃

石榴はこの時に有度の育したものとわわれている。

直川智、田畑佐文仁、柏有度の三人は奄美大島糖業の三恩人とされ、長く島民崇敬の的となり、田畑の水車利用、柏の鉄輪車発明が幕末期の大島糖業の発達に尽した所は多大であった。

### (四) 大島の蔗作と製糖の実状

寛政、文化の頃、大島の甘蔗栽培、砂糖製造の実状は次の「大島私考」にあるものであった。これを見れば当時の大島、琉球等の製糖法の実状が眼前に浮び上つて来る。

#### (イ) 新黍植付之事 正月二日砂糖煎る時、黍柄の八

九分目の所を八九寸に切、手指<sup>てさし</sup>なす、速に根を生じ盛長す、即新黍是なり、上々の進には凡高五尺、他の位にして黍上中下あり、地あしきは僅に一尺九寸に過ぎず、新黍は草取疎なれば、草のためにせがれて進まざる也、古黍とは大に違ふなり、草取手入肝要なり、又黍地は冬年<sup>ふゆとし</sup>拵<sup>しな</sup>地したるに世話なし、黍も年内指付置時は、翌年黍砂糖増たるなり、尚春<sup>はる</sup>拵<sup>しな</sup>の地面は必ず黍よからず、年々黍栽すれば古黍を打こやすことなり、

毎年あしき所も今のまゝにて置くゆえ、砂糖減するなり、段々油段することなかれ。

#### (ロ) 黍草取手入之事 砂糖黍は一番草二番草三番草

時節<sup>ときせつ</sup>後れず手入する事肝要なり。一番二番の両度にて黍立はよきものなり、三番草を取るは鼠切を除き、又黍の実入れよし、又翌年黍立進めよき謀なり、黍植て十年も過れば位劣となる。地面よろしきは手入草取り能する時は十年過ぎるも劣る事なし、黍宜しく、九月に至りて悉く穂を出す時は上作と知るべし。

#### (ハ) 黒砂糖製法之事 冬十一月、砂糖車を立、一所

に車三個置、是を一組と云ふ、黍を刈て一把づゝ相運び、黍の大なるは二本後の三つの車にくわせ、中の車を馬に引かせ、或は水車に仕掛、中の右旋する時は左右の車左旋し、三つの車共に廻はし黍汁垂る。其汁丹荷に入、白灰をかきまぜ、鉄鍋三つに入れて一所に焚く、一所に鍋三個を置、蓋なし、又二個に移し入て右の如く焚て移す、其汁減ず、又二鍋を一鍋に移入て右の如く煎加減を試み、煎終て又別鍋に移す、入木を以てまざるや、冷ゆるについて則かたまり、最上の砂糖となる。焚に加減あり、又白灰に加減あり、寛政元年

春十月朔日に初めて翌二月限るべし。

二階堂大夫の命有て、代官武清太令せらる。其年十月朔日に初めて砂糖少甚にして人悦ばず、人悦ばざれば行はれず、全体黍は二月を焚する時節とす、冬十一月伐て煎する時は汁一斗に三四斤あり、春黍を伐て煎する時は一斗に五斤あり、然ども多く作る者は冬車を立て、三四日に煎終るゆへ、砂糖の多少にかゝわらず、十一月十二月始じむと云ふ、少く作る者は正月二月に車を立て、其黍少にして砂糖の多きを利とす、民家利欲のために少し、是れは油段することなく一日男女十人有、一挺分出来ず、一挺の斥目は凡百三十斤、或は百五十斤に及べり、斥目重きを以て砂糖位を上とす。寛政時代の「黍記」には上々の黍は一畝に付砂糖八十斤、中黍は六十斤、下黍は四五十斤、新黍は三十斤位の定で、これを以て検見役の標準としていた。なお古くから大島には「六斤七合五勺」なる言葉があり、これは砂糖の歩留をいい、百斤の蔗茎から六斤七合五勺の砂糖を得ることである。六、七五パーセントでは歩留率としては相当に低かった訳である。

以外には重要性がなかったようである。この時代の農業は米、甘藷、甘蔗等の輪作であつたらしい。

大島は寛永元年（一六二四年）六月、初めて島津氏に貢しているが、なおこの時の貢祖には米を以てし、その後、延享二年（一七四五年）まで約百二十年間は年々米を貢している。

島津藩は元禄八年（一六九五年）大島に従米の官史の他に新しく糖業の奨励取締のため、黍横目と他の三役を置いた。

「黍横目」 甘蔗栽培、施肥の良否を監督し、また甘蔗地を人頭に割当て、督責して蔗苗を植付けさせ、専ら砂糖増殖を掌る。

「田地横目」 公田を作用夫さくようふうに分配して耕作させる等と専ら田地のことを取扱う。作川夫とは、十五才以上六十才以下の人別をいう。私田は永作地と称し、売買を許したが、公田はこれの売買私有するを許さない。三四年目には、御高割と称し人別に公田を割賦し、これに耕作させている。

「津口横目」 船舶の出入を検査し、砂糖密売を取締る他に、外国船、他国船の入泊する時は、船員を自由

## (五) 島津藩の大島行政組織

奄美大島は文永三年、英祖王の時に琉球王国の支配下に入った。琉球王は大島統治のために按司一人と大親七人以下与人、目差、掟役、功才、筆子等を置いていた。

慶長十四年島津氏の世となると、島津藩の制を移して慶長十八年には初めて、代官法元某を遣はし、その下に検事、附役、書役を置いた。また各間切には大親、与人、筆子、掟役、功才等を配置して大島統治の体系とした。しかも後年には糖業政策に辛辣の手段を採用するに至つては、後述の職制を設け役人を増加した。

島津藩時代の行政区割としては、間切、方、村の順位となる。間切は大低二ヶ方より成り、方は数村より成つて、現今の村に相当し、村は現在の大字に相当していた。

## (六) 島津藩の初期の糖業政策

慶長十五年の直川智による製糖術伝来から後の約百年間は、産糖額は微々たるものであり、糖業は自家用

に上陸させないように監視するのを掌る。

「竹木横目」 砂糖樽製造用の樽木その他、竹木の繁殖を掌る。（奄美史談より）

またこれから後、宝永三年（一七〇六年）には、島民の系図、その他の記録一切を記録奉行に取揚げさせた。後にはこれを焼棄して、大島の歴史を抹殺し、琉球と大島の歴史的聯関の記録を断つた。

享保五年（一七二〇年）には大島の上層階級から忠義起証文を徴し、金銀の莽、絹布着用を禁じて島民を製糖の一事にだけ努めさせるように統制した。また姓名の附方、服装等の微細の点にまで干渉を加へて、植民地的糖業政策を着々と完成して行つた。

## (七) 島津藩の財政

島津氏は、鎌倉時代以来、数百年に亘つて、薩摩、大隅、日向の三州を領していた。しかも戦後の世には兵を四方に出して攻略に寧日がなかった。後に秀吉の節度に従つてからは、文録の朝鮮征伐に大兵を出して、鶏林八道に転戦している。続いて慶長五年の関ヶ原の役等で、莫大な戦費を費やしている。徳川時代に入つ



て後は、江戸城の修築、各地の土木治水の賦課、参勤交代制等で出費はますます多く、藩財政は極度に窮乏して、借銀と返地半地、度々の節約令等で糊塗していた。

大島に黍横目を置いた元録の時代には、琉球貿易の利用、金銀山の採掘、新田の開発等の積極的手段にも乗出しているが、前代より引続く窮乏は、凶作、大火、水害等も加わり、隠す可くもなかった。宝暦時代に木曾川、長良川、揖斐川の大治水工事に三十万両の巨費を費し、総奉行以下五十名の自殺という悲話に彩られつつも、重豪の襲封を見た。彼は節約主義に満足せず、却って殖産工芸の発達に意を用い、江戸や上方の風俗を薩摩に輸入する等して、一時は治績が挙り、文運の隆盛を来した。その一面には藩の財政はますます膨張し、享和元年の調べによれば、才入不足銀七千六百五十貫余りで、江戸、東京、大阪の借銀高は七万二千六百貫目、約五十万両にも達している。島津藩では、これより先、徳川時代の初期、中期にも幾多の財政改革案が吟味されたが何れも成功することなく止み、その間、却って犠牲等も出している。最後に調所笑左衛門

広郷が茶坊主から身を起し、拔擢されて島津藩の財政改革主任となると、その改革方法は大成功を遂げた。調所の改革は文政十一年（一八二八年）を発端に、天保二年（一八三一年）から嘉永元年（一八四八年）に彼が江戸で自殺するまで約二十年間に亘る。そして遂に百万両の貯財を残し藩財政の基礎を固めている。

調所の改革の根本方針は節約の励行と共に、歳入の積極的に増加を計るにあった。大島と琉球の砂糖を第一として、米、菜種、生蠟、鬱金朱粉、薬種、その他の国産物を専売とし、その収入で三都の用にあて、領内は租税を以て弁ずるにあった。内容としては、砂糖の惣買入、琉球貿易の利用策、借金償還策、米その他国産の輸出、税制の整理等と甚だ広範囲に亘っていた。こうして大島島民は、文政以後は、島津藩財政改革の犠牲として、最も酷烈なる植民地的奴隷搾取を強要されていたのである。

## (八) 砂糖惣買入制の実施

島津藩が奄美大島の三島の大島、喜界島、徳之島に砂糖の惣買入を実施したのは文政十二年（一八二九年）

といわれている。財政改革主任の調所広郷の「財政改革由緒書」によれば、その翌年の天保元年（一八三〇年）とされている。そしてこれを始めるに当たっては、調所は「三島方掛」なるものを設け、宮之原源之丞、肥後八右衛門を任じてその事務に当らせた。

三島での砂糖惣買入は、後には冲永良部、与論島の砂糖にも及ぼしている。

惣買入とは全く藩庁で砂糖を独占し、島民による商行為を厳禁し、産出糖の一切を藩庁において取扱い、これを大阪に売出して巨利を得るにあった。その方法は換糖上換制と異なり、三島産出の砂糖が他に脱しないようにすべて私の売買を厳禁している。もしこれを犯し、他に密売する者は、処するに死刑を以てするといふ厳法を設けた。そして大島から年々上納する砂糖、即ち旧来の貢糖の分に当る「御定式上納分」を四百六十万斤と定めた。他の島々の上納分は明かでない。それ以外の砂糖即ち「余計糖」は島民の日用必需品と一定の交換率の下に交換する方法を定めて、一切の私売買を禁じた。各島人民の希望に応じ、諸物品の輸入をして分配した。換算率は藩が巨細に規定して置き「三

島法」と称し、これを島民各個に写し取って置かしたようである。換算の率は一定していないが、米に関しては左の諸記録がある。

玄米一升は砂糖三斤に換ゆ（奄美史談）

玄米一升は砂糖二斤三合に換ゆ（南島雑話）

砂糖一斤は玄米三合七勺（亀津村益田氏記録）

また御蔵米から余計糖を換算して、米を支給することとなっていたが、農民に交換余力は少なかった。加うるに生活の資である甘藷作も極度に限縮されて、耕作手入の時間は与えられなかった。この残酷の政治は遂に、島民の憤が爆発して後には、徳之島犬布騒動のような農民一揆となって現われている。しかし一方藩としては、惣買入は財政的に大成功であった。

## (九) 物品と砂糖との交換手続

惣買入制の以前を「交易の世」と称し、極度に制限されていても島民はなお自由に商業を営み、大阪等の商人も数多く入り込み売買等も盛であった。しかし惣買入制の実施と同時に、島津藩はこの交換方法を強制するために、諸島に貨幣の通用を全廃し、すべて島民



相互の取引を禁じ、商業は全然停止されて貸借関係はこれを一切消滅させた。借りた者に返す義務はなく、貸した者も取る権利なく、その影響は忽ち至り、喜ぶ者、悲しむ者が相続いた。これを「はれすたれ私廢」といった。

このように貨幣の通用を全廢し、島民に対して、砂糖に引換へて日用品を分配することとしたのであるが、砂糖の現物と交換するのは甚だ不便である。そこで天保八年（一七三七年）からは「羽書」と呼ぶ一種の手形を発行して、交換と分配の手段とした。

当時の砂糖と物品の交換、分配の手続を見よう。

村吏の掟、筆子等は立黍たちきびにつき、予め各人の次年に製造される産糖額を予定し、この予定額から諸税糖を控除し、残余糖を以て購入する品物を書き出させ、これを帳簿に書き写し、間切役所に差出す。間切役所は各村の分を取りまとめ代官所に送付し、代官所は更にこれを総括して、藩庁に送達する。藩庁はそれらの品物を鹿児島か大阪で仕入れて島々に送り、その物品到着の上は、代官、与人、横目役の立合いで受取り、これを各注文者に分配する。これを「配当」という。

そのためには、産糖期後には製造された砂糖は全部

役所の倉庫に納入させその中から諸税を差引いた残余糖、即ち余計糖を基礎にして、黍横目から種々の額面の羽書を発行したのである。即ち余計糖を各自の希望により五斤、十斤と分割し、羽書として振出す故に五斤、十斤等と種々請求し羽書の振出しを受けて、比率によって物品を購入するのである。羽書は島民相互の間には貸借し得たものらしく、税糖の不足者等は人身、土地家屋、或は諸物を抵当として、羽書を多く所持する者からこれを借り、税糖として上納した事もあった。従つて人身の永代奴隸すらあった。しかし羽書の通用期は、僅か五月、六月、七月の三ヶ月で他の時期に至れば無効となる。

羽書を発行すると残らずこれを台帳に登録し、その年の七月を過ぎれば直ちに取引を停止し、ここに総勘定をして台帳と勘合する。そして羽書の受授は各人の手控帳を作りおき、何某から受取り、何某に渡す旨を記したから、偽造は直ちに判明した訳である。総勘定の節は多く羽書を所持する者は、先納として本人の註文に任せ、何品に限らず代官所からそれを授かる。また物品を受けた者は、この品物を以て羽書を目当に売

付け、翌年に羽書取引の際、この代を羽書で受取るという融通法もあった。

このような方法を用いたので貨幣廢止の不便も多少は緩和するを得たであろうが、しかし到底金属貨幣の便には及ばなかった。羽書交換の方法は藩庁の側からすれば島民の渴望する種々の物品を大阪等で大量に仕入れ、時価よりも高価に砂糖と交換し得るので二重の利益を得る砂糖独占の方法としては最上の策に出たものであった。けれども島民側より見れば労力において甚しく搾取されまた交換過程にまで収奪され沈淪の極に達している。

このようにして独占した砂糖の運輸方法としては、砂糖運送船に特に「三島方御用船」なるものを造らせた。従来の砂糖を運送させていた船は難破等のため減じていたが、船主に充分の資金を有しなかったためこれを新造することができなかった。「御改革御用金」の中から三島方へ「本手金」を与へ置き、この内から確実な船主を選んで造船資金の大部分を貸し与へて「三島方御用船」を新造させたのである。この船は主として三島と鹿児島の間を往復していたがその規模は

十八反帆位のもので十数艘もあったという。この他に「御仕登積船」を数艘も新造し、これは米その他の国産を大阪へ積登する大船で、砂糖もこれで輸送していた。三島方御用船が大阪へ運航して黒糖を大阪屋敷に納入したこともある。このように砂糖運輸に関しても、藩の統制下に置いたため、難船、他売、高運賃の心配もなく、大島黒糖は鹿児島を経由したり、また産地の直送で有利に大阪に廻送することができたのである。

#### (十) 島民の反抗

天恵のよるところ少ない南溟の孤島にあって、このような黒糖生産のために奴隸的生活を余儀なくされていた奄美大島各島の間にも、島津藩と代官の役人に対する怨嗟の声は絶えなかった。これを僅かに民謡等によつて洩らしていた。

○ 誰れが為なりゆん

倭いしゆぎりや、為ぞなりよる。

（意訳、こうまで難儀して誰のためになるか

藤摩のチョンマゲのためにぞなる。）

○ うしくがじまるや石抱ちぞ肥える

掟黍見舞、島きやにふでる。

(意識、宇宿の榕樹<sup>がじゅまろ</sup>は石の上に成長する  
黍横目は島費を横取して生活する。)

ついに文久二年(一八六二年)には徳之島大田布村で農民の砂糖見積高の不足に対し、詰役寺師某が隠匿罪に処して、これを拷問したことから村民は奮起した。砂糖小屋を壊し、詰役を追って村の丘上に集合し、武装して一揆を起した。これが奄美緒島における記録に残るただ一回の百姓一揆である。役人側が持久戦をして、巧妙な作戦に出たために、農民側は目を経るに従って困を解き、自然解散となって完全に敗北している。

また大島砂糖の「惣買入」の悪弊については、島津藩士中にもこれを指摘した人もあった。西郷吉之助は、大島に流謫中に悪代官を糾明<sup>きうめい</sup>して、島民の罪を救ったと伝えられている。彼は元治元年(一八六四年)三月には、大島糖制改革の上申書を藩主に提出している。相当地に適切に大島糖業の弊をついているのでこれを掲げる。

道之島(大島諸島) 砂糖御買入の御趣法に付いて

に過ぎぬ、徳之島と沖永良部では正余計糖を認めて、右の割で引替へているが、大島本島では藩買上の分にだけ米三合替を行っている。この制は不合理である故改めるべきである。

三 他の品物は格別の利がある。茶、煙草、木綿など出斤と称して、例へば茶なら一斤二百五十匁の物を二百匁だけ渡し砂糖との交換率が高い上に目方で利を得るから、藩は二重の利益を取る訳である。島民の僅かな過ちにも極刑に処する一方で、斯様な不当な事を行っている。

四 木綿は百六十匁に対し代糖六十斤であるがこれも又出斤を引取るから多くの貧しい島民は冬でも芭蕉布を着ている有様である。代糖を二十斤と改めるべきである。かくすれば人民は饑と寒さから免かれるであろう。斯く仁慈の道を施せば、民も製糖に励み自然藩の世帯も良くなる。

五 砂糖車も鉄輪車は高過ぎて買えないから木車を using している。これでは蔗汁を充分取ることが出来ないから百姓も藩も大いに損をしている。鉄輪車を安価にすべきである。

は甚だ以て苛酷の訳にて五倍の御商法に御座候処、近來彌増重歛の任向成り立ち人民困苦に迫り候儀に御座候へば若しや異人共手を付け候様事も有之候はば、格別慈計の巧を以て愚民を惑はし候ては、忽ち違背任候時機罷成候は案中の事と存候、右に付いては悉く相除かれ候儀は当時相済ませられざる儀に候へ共、民心至極相厭ひ候廉文は御宥如の道立ち候はば、人心相結び候様にも罷成一涯人氣進み立可申候へば、第一御所帯根の御産物殖増勢に罷成、如何計りの御益筋かと奉存候に付、左記の通り取調べ申候間、尚又御吟味仰せ付られ度儀と奉存候

以下概要を記す。

一 代官初め詰役の人物を細々と調べた上で任命する事、只今の有様では役人共は何れも特別の心付けに依つて、島で財を造る為に遣はされたものと心得ている。

二 砂糖に引替える品物の中では藩に取つて米が利が薄いようであるが、島民は第一に米を望んでいるから、砂糖一斤に米三合替にすれば藩は決して損にならない。只他の品に比して利が薄いという

六 砂糖の目方は十六斤の規定で、少しでも超過すると取毀はさせるから余計の間である、百姓の難渋も一通りでないから、十六斤を標準として軽きは十三斤、重きは十八斤と改めるが良い、風袋には正味何斤とせば間違いないと思われる。

西郷吉之助も島津藩士として、その搾取階級の一員としての改革案に過ぎないが、ただ彼が現地にあった人だけに、相当地に適切を極めてい。しかし、殆んど改められることなく明治維新に入った。惣買入は明治六年大蔵省から「勝手売買」を允許されるまで継続している。

島津藩の砂糖惣買入の如きは、封建時代に各藩の採用した国産独占政策中でも、最も徹底した周到綿密の奴隸的搾取の代表であったというべきであった。

島津藩庁の極端な砂糖増殖政策の結果、産糖額は天保年度に比して安政、慶応年間には三割方も増して八百五十五斤にも達している。しかし、その生産力も苛斂誅求による農民の極度の生活窮乏化と製糖器具の低能率のために、既に停頓の傾向を示していた。また砂糖の品質改良の為に寛政十三年(一八〇一年)には讚

岐から砂糖教師を招聘して白糖製造を試みたが、成績見るべきものなく、また労働の自主的民力を失っていた農民はこれを受けける気力もなかった。

慶応元年（一八五六年）頃には外国人を招聘して、大島に新式機械制工場を建設しているが、これについても農民は何の関心も持たず、同工場もやがて失敗している幕末時代、島民の生活に窮乏して労働の民力を失った結果、明治維新後一時は大島糖業は荒廃して、農民が廃類自棄の生活に入ったのも当然であろう。」

### （十一） 沖永良部島への甘蔗の伝来

沖永良部島への甘蔗の伝来について、「沖永良部島郷土史資料」には次のとおり記されている。

「文化・文政の頃、和泊の董尾子（とうびし安永八亥年生、安政元逝去享年七十六才余多有川董尾子曾祖父手々知名の盛平（大坪盛徳曾祖父）甘蔗苗を徳之島より需め挿植製法伝習、董尾子は後年に至り、砂糖百樽（百三十斤入）以上生産せしこともあり」とある。

直川智が大島に甘蔗の栽培と製糖術を伝えたのが慶長十五年（一六一〇年）であり、徳之島に伝わったのが元

禄前後といわれる。沖永良部に伝わったのが文化文

政のころで、その差は大島とは二百余年あまり、徳之島とは約百年余りもあることになり。沖永良部島における砂糖惣買上は、嘉永六年（一八五三年）であり、



12. サタビシの様子

その間沖永良部島は自家用製造程度であり技術的に大島、徳之島、喜界島には及ばなかった。嘉永六年薩摩藩主島津斉彬が実施した島政改革以後は、全奄美に対しての収奪はすさまじいものとなり、製糖技術も、生産量も拡大された。一方砂糖に対する生産意欲は、農民の意思とはうらはらに藩主による巧妙にして、緻密な搾取体制の中で強制的な栽培が要求され、砂糖地獄の時期を迎えることになった。

近世社会に次いで明治元年（一八六八年）を迎え、世

は近代社会へと移行したが、奄美においては砂糖地獄の域をぬけだせずに、その「惣買入体制」は明治五年になっても不変であり、それ以後も大島商社等のごとき砂糖会社をつくり、一手売買契約を結び、脱糖取締役を置き、密売を禁ずるとして、薩摩藩政期と同様の支配が続けられたのである。（奄美文化誌より）

奄美大島諸島の砂糖惣買入制は、明治十一年になって、一手売買契約の期間が満了しようやく、島民が熱望していた自由販売が実現したのである。

このときの行政機構は、大島大支庁は大島支庁に改められ、全奄美に二十三戸の戸長がおかれ、戸長の下で農事に励む体制ができた。その後、明治二十三年四月日本全土に市町村制が施行されたが大島には実施されず、後の明治四十一年四月に奄美諸島に島嶼町村制が施行され、沖永良部島は和泊村と知名村に二分された。

島嶼町村制が施行されると、農事に関する諸村内法が制定され、村民の意識高揚を図るべく努力されている。

「島嶼町村制時代の和泊村内法」では次のように、和泊村農事奨励規則が制定されている。

### 和泊村農事奨励規則

第一条 農事奨励の爲め本規則に依り肥料品評会甘蔗競作会を開催し其優等なるものには賞与金を交付す。

第二条 肥料品評会、甘蔗競作会は左の条件を具備する各大字報効農事小組合を以て出品人と爲す。

一、肥料品評会は肥料製造上必要なる設備を爲し現に肥料を製造し、且つ之を貯蔵し又は使用しつつあるものを出品人とし其人員は各小組合員十分の八以上たること。

一、甘蔗競作会は甘蔗栽培、施肥、除草、害虫駆除等につき各甘蔗畑を審査し其人員は組合内製糖戸数十分の八以上たること。

第三条 肥料品評会、甘蔗競作会の審査長は村農会長に其派遣を申請すべし。

第四条 肥料品評会、甘蔗競作会審査終了の時は、審査表に於て審査成績表を調製し村農会長に報告すべし。

第五条 肥料品評会、甘蔗競作会の賞与は各大字審査終了後其成績報告により考査し、各大字内報効農事

小組合三分の二以内に於て優等組に等級を設け農会長之を定む。

第六条 第五条に依り賞与金の交付ありたる時は当該区長は速かに之を其小組合長に交付し受領証を徴し農会長に提出すべし。

第七条 肥料品評会、甘蔗競作会開催に関し農会長は必要なる命令及注意を与ふる事あるべし。

このような奨励規則を村内全農家に周知徹底させるため、明治四十四年二月十二日に農事研究会会則を制定した。

#### 農事研究会会則

第一条 本会は農事研究会と称し和泊村に於ける篤農者を以て組織す。

第二条 本会は戊申詔書（註明治四十一年十月十三日明治天皇の下した詔書 日露戦役後、国民が徒らに戦勝の榮譽に酔い人心が次第に浮華に流れるのを誠め国民的道義の大本を示したものの）の御趣旨を奉戴し農事の改善を図り村の發達に資することを以て目的とす。

第三条 本会に会長及副会長各一名幹事若干名を置く。

第四条 本会は村又は村農会に協力し其施設を助け農事改善の効果を顕著ならしむべし。

第五条 本会員は本会の目的を達する為め左記事項に付実行するの徳義を有するものとす。

- 1 種苗種類及播種、挿植方法、並に土壤の改善。
- 2 肥料の試験
- 3 製糖方法の改善
- 4 農家の設備及農具の改良
- 5 会員の所有地に面する細道は会員各自に於て漸次修繕を施し肥料運搬等の便を図るべし。
- 6 本会員は毎年適當の時期に於て農事の視察をすべし。
- 7 本会員は凶年饑饉を慮り毎年、適宜の準備をなし会長に通告すべし。
- 8 本会員は時間を励行すべし。
- 9 本会員に於て必要と認めて協定したる事項を実行すべし。
- 10 本会員は漸次他に同志の入会者を勧誘し本会の

拡張を図るべし。

第六条 本会は毎年一回乃至二回農談会を開き実行事項を協定すべし。

第七条 会員試作の農産物品評会を村農会長に委托し開催を請ふべし。

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 会長  | 操  | 坦勁 |
| 副会長 | 沖島 | 曾徳 |
| 幹事  | 皆川 | 恵三 |
| 〃   | 町田 | 実信 |
| 〃   | 中村 | 窪実 |

島嶼町村制時代、すなわち明治四十一年から大正七年までの間に、村、大島支庁等の指導奨励にしたがって精意努力したものであるが、その経過、結果についての記録が残っていないのは残念である。

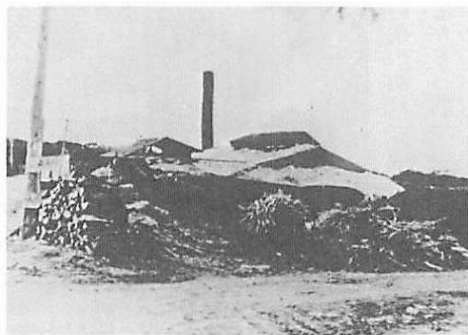
昭和十年代の砂糖きび事情については、行政の指導の下に糖業振興に努力し、実績を挙げてきたが、太平洋戦争の勃発により一般食糧増産対策が打ち出され、砂糖きび栽培は急速に減産した。特に奄美の場合は終戦とともにアメリカ軍の管理下にあり、本土から分離されていた

ため生産の回復も遅れた。また、当時の製糖工場は畜力や小型動力等により家内工業的なものであったことから、砂糖きび農家の努力にもかかわらず、その生産性は低迷していた。

昭和三十年知名町に帝国物産株式会社（日産三十トンの製糖工場が設立され、翌三十一年和泊町に奄美興発株式会社（日産百トン）の製糖工場が設立された。

これを契機に品種の方でも、二七二五POJ（大茎種）から新品種への改良の氣運が高まり、昭和三十六年から含糖率、耐風性、耐病性、萌芽性に富んだNC O三一〇が奨励品種として普及され生産性は向上した。

この時期、農協においては、糖業会社と歩調を合わせ砂糖きびの一元集荷体制



13. 民間の製糖工場

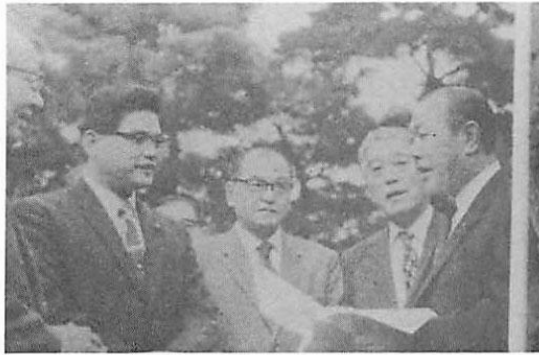
の整備につとめ、農家の労力の削減をはかった。国においては、昭和三十四年に甘味資源自給力強化総合対策を樹立し、目標年次（昭和四二年）には砂糖需給量一五〇万トンと定め、その二分の一を国内で自給する方針を示し、砂糖輸入関税の引上げ、消費税の引下げ等の措置を講じたため、奄美諸島、各島々で分密糖の生産が開始された。

昭和三十七年、奄美興発と帝国物産が合併し、南栄糖業株式会社和泊工場（三五〇トン）、知名工場（三〇〇トン）が設立された。これにより砂糖きびの一元集荷がより強力に推進され、農工分離体制が確立した。きび価格の安定により農家の生産意欲も高まり、生産量も昭和四十年には、同三十年の三・五倍と飛躍的な伸びをみせた。さらに昭和三十九年甘味資源特別措置法、昭和四十年に砂糖価格安定等に関する法律が制定された。

このため奄美群島振興事業の中で砂糖きび増産対策として、土地基盤整備事業をはじめ、大型機械化による深耕、病害虫対策、品種の更新とあわせて、技術員の設置等を通じ、その生産が著しく進歩した。また、集団指導地の設置等の事業も実施され生産性の向上が図られた。

げ要求の陳情を行った。

その結果 前年トン当たり七千三十円から一万円の大台にのせ、昭和五十年には一万六千五百円、昭和五十五年には二万八千二百円となり農家の生産意欲も高まり、栽培面積七百十八ヘクタールと安定するに至った。



15. 砂糖きび価格値上げを首相に「直訴」。  
（「奄美のさとうきび戦争」より）



14. 砂糖きび価格値上げ「総決起大会」。  
（「奄美のさとうきび戦争」より）

しかし、高度成長時代の訪れとともに、生活様式において本土との格差が広がり、若年労働者の都会流出が続いて過疎化が急速に進み、砂糖きび生産も昭和三十九年を頂点とし減少の傾向をたどっている。

歴史の中で砂糖きびほど冷遇された作物はない、藩政時代から、そして農業の近代化が叫ばれている今日も変わりなく置きざりにされていることから、奄美の糖業を蘇<sup>よみがえ</sup>らせるため、農民一揆を起こし、米価並みの価格補償を勝ち取るため、昭和四十八年十一月五日を東京大会の決戦日と定め、種子島、屋久島、奄美を含め千三百名からなる生産者代表の陳情団を結成し、価格大幅引き上

## （十二）和泊町における甘蔗<sup>かんせ</sup>の栽培指針

本町における砂糖きびの栽培については文化、文政のころと伝えられているが、栽培に関する諸記録は見あたらない。栽培技術方法などは、先人の知恵と経験により伝承されたものである。その後、個々の研鑽<sup>けんさん</sup>と指導機関の協力が実を結んで、今日みるような栽培方法が確立した。

### 1 作 型

甘蔗の作型には、普通春植え、夏植え、株出しの三型がある。

春植えはその春に収穫した糖分の少ない穂先の部分を切り取った梢頭部を苗として植え付け、翌春二月〜四月にかけて収穫するのが普通である。

夏植えは通常七月〜八月期に蔗苗を植え付け、翌年十二月〜三月にかけて収穫する。夏植えについては良質の蔗苗が必要ですので「採苗圃」を設けている。

株出しは、春植え、夏植えの蔗を収穫しその根を残し萌芽<sup>ほが</sup>させ、これに中耕管理をして、翌春の二月〜四月期に収穫する方法である。通常本町では輪作体系の上から

また、土壌浄化作用を促進するために二回株出し（三年）まで行っている。

## 2 品種

本町の甘蔗の主要品種の推移をみると、大正以前は在来種（島ウジ）を栽培していた。大正から昭和十年ごろにかけて読谷山種が栽培され、昭和三年ごろから大茎種が栽培されるようになった。昭和十七年ごろまでほとんど大茎種だけであったが、その後赤黍（ひろます）が栽培されるようになった。赤黍は昭和三十年ごろまで栽培されている。その後昭和三十六年、NCO三二〇が奨励品種として栽培されるようになった。また同時期NCO三七六が栽培されたが、糖度、歩留まり率が低かったため、後に奨励品種からはずされた。

NCO三二〇は耐風性、糖度、歩留まり率の優位性が認められ、全生産者に栽培されるようになった。

## 3 管理作業

管理作業は各作型によって手入れ時期が異なる。

春植えの管理作業——第一回目は五月に追肥、中耕土寄せの作業を行う。第二回目は十月に中耕高培土、追肥の作業を行う。以前は人力による作業であったが、現在

では耕耘機の使用により中耕培土が行われている。

株出しの管理——まず収穫の終わった畑のハカマの除去、根切り、株ざらい、中耕除草、追肥、補植の作業がある。近年、株出しに堆肥の施用が少なくなったため、ハカマを一畦ごとに集積し、石灰窒素等を散布して、早期腐熟化を図っている。すなわち造成堆肥の代わりにハカマを土地へ還元することによって、有機質の供給を図る方法が取られている。また管理の時期は、新芽の発芽を促進するため収穫後早いほど良いとされている。

夏植えの管理作業——一回目の管理作業は、発芽のそろった時期に追肥を行い中耕を実施する。植え付けが八〜九月の乾燥期に入っているため、乾害をさけ発芽を良くするため元肥として堆肥十アルあたり二トンを施用している。二回目の管理は、草丈が一メートル程度まで伸びた二月ごろ、追肥と中耕高培土を行うのが普通である。

## 4 病害虫

本地域は高温多湿気候のため、病害虫が多種多様に発生する。病害虫は、ハリガネ虫、アオドウガネ虫、ムラサキメイ虫、ワタアブラ虫、アワヨトウ、チンチバツク

（カンシヤコバナナガメムシ）等がいるが、近年黒穂病

も多く発生し、栽培農家に衝撃を与えている。

防除の手段として、植え付け時に植溝へ薬剤のダイアジノン粉剤、バイジット粒剤、トクチオン粉剤等を散布し、被害を防ぐ努力をしているがその効果はうすい。また土壌線虫の発生も多くなっている。



16. 個人の製糖小屋と砂糖きびしぼり

## 5 作 式

人力で収穫、管理作業を行っていたときには三尺畦幅、一尺株間でよかったが、機械化が進むにつれて機械管理のできる畦幅に改善され、畦幅一二〇センチ、株間二五センチ、一反当たり平均三千三百本の苗が植え付けられるようになった。肥料管理についても元肥に堆肥二トン以上、配合肥料二・五袋を施し、十月期の追肥に一・五袋、二〜三月期の培土時に四袋を施す方法が採られるようになった。